

京都地検の広報活動

法教育に検察庁を 利用してみませんか？

京都地方検察庁では、移動教室や出前授業を実施しています。

法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育です。

令和4年に裁判員の年齢が18歳以上に引き下げられ、高等学校では公共の授業が必修化するなど、社会を取り巻く環境の中で、法教育は一層重要なものとなっています。

京都地方検察庁では、中学校や高等学校を始めとする各学校の生徒の皆さんを対象に、検察官から直接話を聞いたり、模擬裁判や事例検討を体験するなど、多様な活動を行っています。

費用は一切かかりません。

ぜひ、京都地方検察庁にお問い合わせください。



法務省・法教育マスコットキャラクター
ホウリス君

京都地方検察庁

所在地：京都市上京区新町通下長者町下る両御靈町8-2

TEL : 075-441-9131

MAIL : ppo16-koho.wq5@i.moj.go.jp



京都地方検察庁での移動教室や出前授業の一例をご紹介します。

模擬裁判をやってみよう

生徒のみなさんが裁判員となって、法務省が作成した模擬裁判の動画教材を視聴し、被告人の有罪・無罪や事件の争点について、グループ討議などを通して考えていただくカリキュラムです。

また、生徒の皆さんのが検察官や弁護士となって、シナリオに沿って模擬裁判を進めることも可能です。

逮捕されたらどうなるの？

刑事手続の説明や、模擬取調べの見学なども行っています。

犯罪被害に遭わぬために

SNSトラブルやプライバシー侵害など、刑事案件の加害者、被害者になりかねない危険な行為についてお話しします。

検察庁の業務内容

検察官の仕事内容や検察庁の業務など、普段みなさんが見ることのない検察庁の実態を検察官や検察事務官が直接説明します。

キャリア教育として、ぜひご利用ください。

移動教室の場合、検察庁内の見学もしていただけます。

検察官に聞いてみよう！

「検察官ってどうやってなるの？」
「警察とは何が違うの？」
そんな疑問に検察官が直接お答えします。

ホームページでも広報についてご紹介しています。
<https://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kyoto/>



京都地檢

時間やカリキュラムの内容については、授業時間に合わせて調整可能です。京都地方検察庁での法教育で、学校の勉強だけでは得られない「リアル」な刑事手続を体験してみませんか？まずはお気軽にご相談ください。